

平成 2 0 年 度

定期監査（第 1 次）結果報告書

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

北見市監査委員

平成20年度 定期監査（第1次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき次のとおり定めました。

- 企画財政部 企画課
- 総務部 総務課
- 市民環境部 廃棄物対策課
- 保健福祉部 介護福祉課
- 農林水産商工部 商業労政課
- 都市建設部 土木課
- 社会教育部 スポーツ課

2 監査の期間

平成20年5月20日(火)から6月30日(月)まで

3 監査の主眼及び方法

平成19年10月から平成20年3月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき統一的な事務処理がなされているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約事項、時間外勤務等命令、出張命令等に係る事務処理などを対象事項として、諸帳簿の書面審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取しました。

4 監査の結果等

(1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をしました。

・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なもの又は未然防止

のため今後十分な注意を要するもの

・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの

※「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、また、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

（２）監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認しました。

・共通指摘事項

ア 財務会計の事務処理（支出関係）について

予算執行何書、支出負担行為書や出張命令等の事務処理において、決裁が未処理のものや代決後の後閲処理をしていないものが散見されましたので、支出負担行為等の一連の財務事務に関しては、事務専決規程などの諸規定や各種内部通知による運用及び取扱等に十分留意しながら財務会計の事務処理を行ってください。

イ 時間外勤務等命令の事務処理について

週休日（土曜日及び日曜日）に勤務を命ずる場合は、所属長が振替日を指定し、振替休日を実施することになってはいますが、振替休日を指定していないものや振替休日が未実施のままのもの、また、1日の実施時間数および月の集計時間数の計算誤りがありましたので、「時間外勤務命令に係る留意事項（平成18年3月総務部職員課通知）」等に基づく事務処理方法に従って適切に行うとともに、振替休日については、職員の健康管理の観点からも、確実に実施するよう努めてください。

・個別指導事項

ア 行政財産の管理に係る事務処理について（総務課）

行政財産の貸付けに係る事務処理で、許可番号の重複や団体名変更前の名称で許可しているものがありましたので、適切に処理してください。

イ 公用車の管理に係る事務処理について（介護福祉課）

担当課で管理している公用車の運転日誌については、運行管理責任者の決裁欄がない独自様式で処理されていたので、庁用自動車管理規程および車両運行管理要綱に基づく適正な事務処理を行ってください。